

6月定例議会

国保税の改正 福祉手当増額 など

原案どおり承認

町議会六月定例会は、六月二十六日から三十日まで、五日間の会期で開かれました。

この定例会には、町から、国民健康保険税条例の一部改正や、税条例の一部改正など六議案と繰越明許計算書の報告が提出され、慎重審議の結果、それぞれ承認されました。

おもな議案と内容は次のとおりです。

▼議案第一号 専決処分の承認を
求めることについて
たばこの値上げに伴って、町税
▼議案第二号 専決処分の承認を
求めることについて



▲慎重審議の結果、提出された議案はすべて承認された

横芝町健康保険税条例の一部が次のように改正され、専決処分により施行されました。

○国民健康保険税の課税最高額が二十二万円から二十四万円に改正されました。

○所得割額の税率が「百分の二・七」から「百分の二・八」に改正されました。

○資産割額の税率が「百分の三十一」から「百分の三十三」に改正されました。

○被保険者一人についての均等割額が「四千七百元」から「五千五百元」に改正されました。

○一世帯についての世帯別平等割額が「六千九百元」から「七千八百元」に改正されました。

○低所得者の課税額から減額される額が六・七パーセント程度引き上げられました。

▼議案第三号 専決処分の承認を
求めることについて
解散による衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査に伴い、一般会計に所要経費百四十七万三千円を専決処分により計上したものです。

▼議案第四号 横芝町在宅重度精神薄弱者及びねたきり老人身体障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について
国の特別児童扶養手当法による福祉手当の増額により、在宅重度精神薄弱者および、ねたきり身体

障害者の福祉手当支給額が、月額五千円から五千五百円に改正されました。

▼議案第五号 横芝町ねたきり老人福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について
国の特別児童扶養手当法による福祉手当の増額により、ねたきり老人福祉手当支給額が、月額五千円から五千五百円に改正されました。

▼議案第六号 横芝町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例制定について
一月の臨時議会で議決された農業委員会委員の選挙区の設定が、県知事から承認されたので、それにより選挙による委員の定数を十二名と定めました。

▼報告第一号 繰越明許計算書について
五十四年度一般会計補正予算で繰越明許費を設定した、中台共同利用施設にかかわる繰越計算書を報告したものです。

みなさんが、料理店、飲食店、喫茶店、バー、キャバレー、旅館などで飲食をしたり、宿泊や休憩をしたときに、その料金に対して十パーセントの、料理飲食等消費税が課税されます。

店の経営者は、この税を県に代りみなさんから領収し、公給領収証（県で作成した領収証）を渡すことになっています。

宿泊や飲食などをして、料金を支払ったときは、必ず公給領収証を受け取りましょう。

ただし、次の場合は税の対象となりません。

○飲食店や喫茶店での一人一回

公給領収証を受け取るう

納期は今月中

個人事業税

八月は、個人事業税の第一期分の納期です。郵送された納税通知書をよく確認して、最寄りの銀行、農協、信用金庫、郵便局または、役場収入役室へ納期限（八月三十一日）までに納付してください。また、個人事業税の納付には口座振替という便利な方法があります。ご利用される方は、山武支庁税務課までお申し込みください。

